

令和 6 年度第 6 回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日：令和 6 年 6 月 2 7 日

担当部・課：産業部産業推進課〔内線 3 5 4 4〕

① 件 名	
地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（地域未来投資促進法）に基づく新たな基本計画の策定について	
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	
【背景】 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（地域未来投資促進法）は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済波及効果を及ぼすことにより、地域経済を牽引する事業（地域経済牽引事業）を促進することを目的としており、国の「基本方針」に基づき、市町村及び都道府県が「基本計画」を作成し、国から同意を得た基本計画に基づいて事業者が作成する「地域経済牽引事業計画」を都道府県知事が承認することで税制優遇等の支援を受けられることとなっている。 これまでに策定した 5 つの基本計画について、国から統合を求められたことから、新たな基本計画の策定に向けて協議を行ってきた。 【目的】 5 つの基本計画を統合した「宮城県基本計画」を新たに策定し、国の同意を得たことから、税制優遇等の支援による地域経済牽引事業の促進を図るもの。	
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	
【根拠法令】 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 1 9 年法律第 4 0 号） 租税特別措置法施行令（昭和 3 2 年政令第 4 3 号） 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第 4 章 多彩な人材が活躍し誇りと活気にあふれるまち 第 5 節 企業誘致の推進と新たな産業の創出 3 地域資源を活かした産業を強化する	
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	
平成 2 9 年 1 2 月	宮城県ものづくり基本計画及び宮城県農林水産・食品関連産業基本計画の国同意
平成 3 0 年 3 月	宮城県観光産業基本計画及び宮城県情報通信関連産業基本計画の国同意
1 2 月	宮城県環境・エネルギー関連産業基本計画の国同意
令和 4 年 3 月	上記 5 基本計画の延長について国同意
令和 5 年 3 月	上記 5 基本計画のうち、宮城県情報通信関連産業基本計画を除く 4 計画の延長について国同意
令和 5 年 9 月～	上記 5 基本計画を統合した宮城県基本計画の策定に向けた協議
令和 6 年 3 月 2 2 日	宮城県基本計画について国同意
⑤ 主な内容	
「促進区域」において、事業者が策定し宮城県知事から承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に基づく事業を行う場合、税制の優遇措置等を受けることができる。 1 対象計画 宮城県基本計画（概要は別紙 1 のとおり） （参考）統合前の 5 基本計画 ・宮城県ものづくり基本計画 ・宮城県農林水産・食品関連産業基本計画 ・宮城県観光産業基本計画	

	・宮城県情報通信関連産業基本計画 ・宮城県環境・エネルギー関連産業基本計画
2	計画期間 国同意の日（令和6年3月22日）から令和11年3月31日まで
3	促進区域 市内全域
	※うち重点促進区域 下釜南部、魚町、工業港、上釜南部、須江1・2、石巻トゥモロービジネスタウン、湊西、かわみなと大橋周辺（詳細は別紙2のとおり）
4	活用できる主な優遇制度
	(1) 地域未来投資促進税制 地域経済牽引事業に従って建物・機械等の設備投資を行う場合、法人税等の特別償却（最大50%）又は税額控除（最大5%）※適用期限は令和6年度末まで
	(2) 固定資産税・不動産取得税の減免 各都道府県・市町村の条例により、地域経済牽引事業の実施に必要な土地・建物等について、固定資産税・不動産取得税の減免 ※本市で実施する事業の場合、不動産取得税（県税）は課税免除等の特例はなく、固定資産税（市税）のみ3年間の課税免除となる
	(3) 規制の特例措置 宮城県基本計画の促進区域のうち、重点促進区域において下記のような配慮を受けられる（以下は主なもので、このほかにも受けられる配慮あり）。 ①地域経済牽引事業計画に基づき整備される施設用地について、事業実施場所が農用地区域に当たる場合に農用地区域からの除外ができ、また、事業実施場所が第一種農地に当たる場合でも、農地転用を許可できる ②地域経済牽引事業の用に供する特定の対象施設に関して、都市計画法上の市街化調整区域における開発を許可できる
	【本市における過去実績】平成30年度：1件承認 ※ただし、復興特区の税制優遇を受けており、本制度を活用していない。
⑥	実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
	【影響・効果】 地域特性や地域資源を生かした事業の推進により、設備投資や付加価値の増加、雇用の創出といった地域経済を牽引する事業の促進が図られ、本市産業の活性化に寄与する。 【市財政への負担】 地域経済牽引事業として宮城県知事の承認を受けた上で、主務大臣の確認を受けた事業の対象施設（新たに取得した建物・構築物、土地）について、地方税（固定資産税）を課税免除した場合、減収額の3/4が地方交付税により補てんされる。
⑦	他の自治体の政策との比較検討
	県内市町村は宮城県との共同作成となっている。 このほか、涌谷町及び大郷町は個別に基本計画を作成し、国から同意を得ている。
⑧	今後の予定及び施行予定年月日
⑨	その他